



# 佐賀県公報

平成16年  
3月31日  
(水曜日)  
号外第14号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目 次

### 訓 令 甲

- ◎ 佐賀県地方労働委員会事務局処務規程の一部改正 (一一・地方労働委員会) 一
- ◎ 佐賀県地方労働委員会事務局決裁規程の一部改正

(訓令甲・一) 一

### ○ 地方労働委員会事項

#### ● 佐賀県地方労働委員会訓令甲第一号

- ◎ 佐賀県地方労働委員会事務局決裁規程 (昭和四十七年佐賀県地方労働委員会

訓令甲第二号) の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県地方労働委員会事務局  
佐賀県地方労働委員会事務局  
会長 安藤高行

#### 議会事項

- ◎ 佐賀県議会事務局規程の一部改正

(告示・一) 二

平成十六年三月三十一日

佐賀県地方労働委員会事務局決裁規程 (昭和四十七年佐賀県地方労働委員会

- ◎ 佐賀県監査委員事務局規程の一部改正

(告示・一) 三

別表を次のように改める。

#### 別表

##### 事務の種類

##### 事務局長専決事項

##### 課長専決事項

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| 一 旅行命令に関する事務 | 委員及びあつせん員の旅行を命令すること |
|--------------|---------------------|

- |              |                          |
|--------------|--------------------------|
| 二 旅行依頼に関する事務 | 調査員、参考人、証人、講師等の旅行を依頼すること |
|--------------|--------------------------|

- |                 |                 |
|-----------------|-----------------|
| 三 職員の事務分掌に関する事務 | 所属職員の事務分掌に関する事務 |
|-----------------|-----------------|

- |                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 四 臨検検査従事者の証明書に関する事務 | 臨検検査従事者証明書の交付に関する事務 |
|---------------------|---------------------|

の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

第六条の見出し及び同条第一項中「企画調整主査」を「係長」に改め、同条

第二項中「企画調整主査」を「係長」に、「企画、調整等に関する事務」を

「課の分掌事務の一部」に改める。

第九条第二項中「昭和三十九年佐賀県訓令甲第四号」別表(一)を「平成十六年佐賀県訓令甲第一号」別表第一に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

五 争議行為の届出に関する事務	六 労働争議の実情調査に関する事務	七 労働争議のあつせん、調停、仲裁等各事件に関する事務	八 個別労働関係紛争のあつせんに関する事務	九 劳働組合の資格審査に関する事務	十 不当労働行為の審査に関する事務	十一 労働関係調整法第三十七条違反事件に関する事務	十二 あつせん員候補者に関する事務
職員による労働争議の実情調査に関すること	調査に関する事務	労働争議のあつせん、調停、仲裁等各事件に関する担当職員の指名に関すること	個別労働関係紛争のあつせんに関する担当職員の指名に関すること	労働組合の資格審査に関する担当職員の指名及び資格決定書の写し又は証明書の交付に関すること	不当労働行為事件の審査に関する担当職員の指名及び審問調書の閲覧に関すること	労働関係調整法第三十七条違反事件の審査に関する担当職員の指名に関すること	あつせん員候補者の公示及び公表に関すること
争議行為の届出の受理に関すること	職員による労働争議の実情調査に関すること	労働争議のあつせん、調停、仲裁等各事件に関する担当職員の指名に関すること	個別労働関係紛争のあつせんに関する担当職員の指名に関すること	労働組合の資格審査に関する担当職員の指名及び資格決定書の写し又は証明書の交付に関すること	不当労働行為事件の審査に関する担当職員の指名及び審問調書の閲覧に関すること	労働関係調整法第三十七条違反事件の審査に関する担当職員の指名に関すること	あつせん員候補者の公示及び公表に関すること

<p>● 佐賀県議会告示第一号</p> <p>○ 議会事項</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p>	<p>● 佐賀県地方労働委員会告示第一号</p> <p>佐賀県地方労働委員会あつせん員の報酬並びに費用弁償の額に関する規程（昭和三十年佐賀県地方労働委員会告示第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>平成十六年三月三十一日</p> <p>佐賀県地方労働委員会</p> <p>会長 安藤高行</p> <p>第一条中「佐賀県特別職の職員の給与、旅費、費用弁償に関する条例」を「佐賀県特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例」に改める。</p> <p>附則</p> <p>この告示は、公布の日から施行する。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">十四 照会、回答、報告、通知等に 関する事務</td><td style="padding: 5px;">附 則</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">重要な照会、回答、報告、通知等に 関すること</td><td style="padding: 5px;">この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">照会、回答、報告、通知等に 関すること</td><td style="padding: 5px;">● 佐賀県情報公開条例に基づく個人情報保護条例に基づく個人情報の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定等に関すること</td></tr> </table>	十四 照会、回答、報告、通知等に 関する事務	附 則	重要な照会、回答、報告、通知等に 関すること	この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。	照会、回答、報告、通知等に 関すること	● 佐賀県情報公開条例に基づく個人情報保護条例に基づく個人情報の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定等に関すること
十四 照会、回答、報告、通知等に 関する事務	附 則							
重要な照会、回答、報告、通知等に 関すること	この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。							
照会、回答、報告、通知等に 関すること	● 佐賀県情報公開条例に基づく個人情報保護条例に基づく個人情報の開示及び佐賀県個人情報保護条例に基づく個人情報の開示の決定等に関すること							

平成十六年三月三十一日

佐賀県議会議長 篠塚周城

第一条の表の書記の項中「専門員」を「主幹」に改め、同表のその他の職員の項中「事務見習、用務員」を「及び用務員」に改める。

第六条を次のように改める。

(室の設置)

総務課に秘書室を置く。

第八条第四号中「広報、通達」を「重要な広報」に、「その他の往復文」を

「その他往復文書」に改め、同条第六号を次のように改める。

第六条第七号を削り、同条第八号中「課長及び副課長並びにこれらに相当する職にある者」を「局長及び副事務局長」に改め、「夏期休暇」の下に「生

理休暇、産前産後通院休暇、妊娠通勤緩和休暇、妊娠障害休暇、出産補助休暇、

育児休暇」を加え、同号を同条第七号とし、同条第九号中「課長及び副課長並びにこれらに相当する職にある職員」を「局長及び副事務局長」に改め、同号

を同条第八号とし、同条第十号中「課長及び副課長並びにこれらに相当する職にある職員」を「局長及び副事務局長」に改め、同号を同条第九号とし、同条

中第十号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第九条第一項第三号中「軽易な」を削り、同条第五号を次のように改める。

五 課の職員の旅行を命令すること。  
第九条第一項第九号中「簡易な」を削る。

第十二条第二項中「総務課庶務係長」を「総務課の総務担当係長」に改める。

附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

## ○ 監査委員事項

### ●佐賀県監査委員告示第一号

佐賀県監査委員事務局規程（昭和四十六年佐賀県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県代表監査委員 中村孝

第三条第一項中「監査主幹」を「監査監」に、「監査副主幹」を「副監査監」に、「監査主査」を「係長」に改め、同条第二項中「専門員」を「主幹」に改める。

第四条第三項中「監査主幹」を「監査監」に改め、同条第四項及び第五項中「監査副主幹」を「副監査監」に改め、同条第六項中「専門員」を「主幹」に改め、同条第七項中「監査主査」を「係長」に改める。

第五条第二項中「監査副主幹」を「副監査監」に改める。

### 附 則

この告示は、平成十六年四月一日から施行する。

## ○ 東部工業用水道事項

### ●佐賀県東部工業用水道規程第一号

佐賀県東部工業用水道財務規程及び佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十一日

佐賀県知事 古川康

(佐賀県東部工業用水道財務規程の一部改正)

第一条 佐賀県東部工業用水道財務規程（昭和四十二年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「庶務管理係長」を「総務に従事する者で企業出納員の次席にあるもの」に改める。

様式第四号から様式第七号までの規定、様式第二十四号から様式第二十六号までの規定、様式第四十七号から様式第五十三号までの規定及び様式第六十四号中「係」を「苗畠」に改める。

（佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程の一部改正）

**第二条** 佐賀県東部工業用水道局の管理に関する規程（昭和四十八年佐賀県東部工業用水道規程第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第四項を削る。

第四条第一項中「係に」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 係長は、上司の命を受けて、事務所の事務の一部を処理する。

#### 附 則

この規程は、平成十六年四月一日から施行する。